

山口宇部ふれあい公園インクルーシブ
大型遊具活用事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和6年3月

宇部市健康福祉部障害福祉課

山口宇部ふれあい公園インクルーシブ大型遊具活用事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

目 次

1	事業概要	1
2	委託期間	1
3	業務内容	1
4	見積限度額	1
5	応募資格	1
6	募集に関するスケジュール等	2
7	応募の手続き	5
8	候補者の選定	6
9	契約に関する事項	7
10	問い合わせ先	8

1 事業概要

本市では、令和6年3月に策定予定の「第五次宇部市障害者福祉計画」において、障害についての理解促進を重点施策としているほか、心のバリアフリーの推進など、ユニバーサルデザインの推進を施策として掲げています。

本業務は、令和5年5月に完成した「山口宇部ふれあい公園インクルーシブ大型遊具」及びその周辺を活用して、障害の有無に関わらず、子どもたちがともに遊び学ぶ機会を提供することなどにより、障害に関する理解と子どもの成長を促進し、地域共生のまちづくりにつなげていくことを目的としています。

上記の目的を達成するため、本業務に対して提案を募り、本市にとって最も実効性が高いと評価される者を受託候補者として選定するものです。

2 委託期間

令和6年5月1日（予定）から令和7年3月31日まで

3 業務内容

「山口宇部ふれあい公園インクルーシブ大型遊具活用事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり

4 見積限度額

2,400,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※ この額は、本業務契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものであり、本業務に係る見積書を提出する際には、この額を超えてはならないことに留意すること。

※ 本業務は、令和6年3月市議会での議決を条件としているため、議決結果によっては業務の見直しや見積限度額の変更、又は業務を中止することがあります。

なお、この場合において、本市は一切の責任を負いません。

5 応募資格

応募者は、次に掲げる条件のすべてを満たすものとします。

(1) 法人であること。

※ 複数の団体により構成される共同事業体（以下「共同事業体」という）による応募も可とします（構成団体の代表者が必要です）。

※ 同一応募者が複数の提案を行うことはできません。

※ 応募者は、他の応募団体の構成員になることはできません。

- (2) 本業務を実施する能力を有していること。
- (3) 法人又はその代表者が、次に該当しないこと。
 - ① 法律行為を行う能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ④ 法第92条の2（議員の兼業禁止、第142条（長の兼業禁止）（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項（委員の兼業禁止）の規定に抵触することとなる者
 - ⑤ 国税、県税、市税（個人市県民税を含む。）を滞納している者
 - ⑥ 政治団体、宗教団体
 - ⑦ 役員等（応募しようとする者が法人であるときはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいい、応募しようとする者が複数の者から構成されるときは当該構成される団体の代表者又は法人の当該役員若しくは代表者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき
 - ⑧ 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ⑨ 役員等が暴力団若しくは暴力団員に対し資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき
- (4) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でない法人等。

6 募集に関するスケジュール等

- ・ 参加表明書の受付 令和6年3月18日（月）～ 3月28日（木）
- ・ 募集に関する質問の受付 令和6年3月18日（月）～3月25日（月）
- ・ 参加資格審査結果の通知 令和6年3月29日（金）（予定）
- ・ 応募書類の受付 令和6年3月29日（金）～ 4月12日（金）
- ・ プレゼンテーション 令和6年4月下旬（予定）
- ・ 審査結果の通知 令和6年4月下旬（予定）
- ・ 契約締結 令和6年5月1日（水）（予定）

(1) 参加表明書の受付

■提出書類

- ・参加表明書(様式第7号の1、共同事業体による応募の場合は様式第7号の2)
- ・誓約書(様式第1号)
- ・団体概要調書(様式第2号)
- ・団体役員名簿(様式第3号)
- ・団体等の定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類(任意様式)
- ・法人等の国税・県税・市税の滞納がないことを証する証明書(発行から3か月以内のもの:写し可)

※ 共同事業体を結成して応募する場合は、次の書類も提出すること

- ・共同事業体結成協定書兼委任状(様式第4号)
- ・共同事業体連絡先一覧(様式第5号)

■提出期限

令和6年3月28日(木) 17時(必着)

■提出先

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号 宇部市健康福祉部障害福祉課
障害福祉課メールアドレス syou-fuku@city.ube.yamaguchi.jp

■提出方法

持参、郵送又は電子メールで障害福祉課に提出

※ 郵送の場合は、書留郵便により令和6年3月28日(木)17時必着

※ 電子メールで提出する場合、開封確認を付して送信すること

(2) 募集に関する質問の受付

参加表明書の提出者に限り、応募内容に関する質問を受け付けます。

■提出期限

令和6年3月25日(月) 17時(必着)

■提出先

障害福祉課メールアドレス syou-fuku@city.ube.yamaguchi.jp

■提出方法

参加表明書により提出されたメールアドレスから、質問票(様式第8号の1及び様式第8号の2)を添付のうえ、電子メールにより提出してください。

※ 開封確認を付して送信すること

※ 電話での問い合わせには一切応じられませんので、ご注意願います。

■回答方法

受け付けた質問の回答については、市ウェブサイトで公表します。

(3) 参加資格審査結果の通知

応募者全員に、電子メールにより速やかに通知します。(共同事業体で応募した場合は、代表団体あてに送信します。)

(4) 非参加理由の説明請求

① 参加資格審査結果の通知を受けた者は、通知書を送付した日の翌日から起算して5日以内に、書面(様式自由。ただしA4判とします。)により、宇部市長に非参加理由についての説明を求められます。

② 非参加理由の説明請求の提出方法等

(ア) 提出先 参加表明書等の提出先と同じ。

(イ) 提出方法 参加表明書等の提出方法と同じ。

(ウ) 受付期間 説明を求められることができる期間内(ただし、休日は除く。)の9時から17時まで

③ 非参加理由の説明請求に対する回答

非参加理由の説明請求への回答は、受理した翌日から起算して7日以内に書面により行います。

(5) 応募書類の受付

■応募方法等

本募集要項の「7 応募の手続き」に記載のとおり

(6) プレゼンテーション

■日時

令和6年4月下旬(詳細は、別途通知)

■場所

宇部市役所(詳細は、別途通知)

■審査方法

本募集要項の「8 候補者の選定」に記載のとおり

■その他

プレゼンテーションの詳細は応募者に別途通知します。

※ 諸般の事情により、プレゼンテーションの開催を中止し、審査委員による書類審査により受託候補者を選定する場合があります。

(7) 審査結果の通知、公表

令和6年4月下旬(予定)

(8) 契約締結

令和6年5月1日（水）（予定）

7 応募の手続き

■提出書類

・団体等の活動実績報告書（令和4・5年度の2か年分）（任意様式）

※ 新設団体又は設立初年度の団体の場合、提出は不要です。

・事業計画書（様式第6号）

・見積書：（全経費を見積り、積算内訳も記載すること）（任意様式）

■提出部数

原本1部及び副本5部（副本は複写）

※ 見積書は1部で可

■提出期限

令和6年4月12日（金）17時（必着）

■提出先

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号 宇部市健康福祉部障害福祉課

■提出方法

郵便または持参のいずれかで提出してください。

※ 郵送の場合は、書留郵便により令和6年4月12日（金）17時必着

■作成要領

用紙サイズは原則A4とし、各様式がわかるようにインデックスを付してください。

■応募にあたっての注意事項

① 応募団体構成の変更禁止

複数の団体が共同（共同事業体）で応募される場合、代表団体、構成団体の変更は認めません。

② 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は辞退届（様式第9号）を提出してください。

③ 費用負担

応募に係る費用の一切は、応募者の負担とします。

④ 提出書類の取扱い

提出された申請書等の書類は返却しません。また、宇部市情報公開条例（平成12年条例第3号）に基づき提出書類の全部又は一部を公開することがあります。

⑤ 申請後の内容変更の禁止

提出された申請書等については、軽微な場合を除きその内容を変更することはできません。

⑥ 申請後の無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、申請が無効又は失格となることがあります。

- (ア) 申請書の提出方法、提出先、提出期限が守られなかったとき。
- (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (ウ) 応募書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- (エ) 審査を行うにあたり、山口宇部ふれあい公園インクルーシブ大型遊具活用事業業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が不相当と判断したとき。
- (オ) 本募集要項に定める手続を遵守しないとき。

8 候補者の選定

(1) 選定方法

受託候補者の選考にあたっては、内部委員及び外部委員により構成される選定委員会を設置し、審査基準に基づき総合的に審査を行い、採点の合計により受託候補者を選定します。選定にあたっては、応募書類及び応募者によるプレゼンテーションに対して審査を行います。

※ 諸般の事情により、プレゼンテーションの開催を中止し、審査委員による書類審査により受託候補者を選定する場合があります。

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査を非公開で行います。応募者にプレゼンテーションを行っていただき、選定委員会の委員がその説明に対して質問等を行います。

応募者がプレゼンテーションに出席できない場合は応募辞退とみなしますのであらかじめご了承ください。

(3) 審査基準

次に掲げる基準に基づき総合的に審査し、受託候補者を選定します。

- ① 本業務について正確な認識があり、かつ業務等に精通していると認められること。
- ② 事業計画書の内容が良好かつ的確な業務を遂行できるものであると認められること。

- ③ 事業計画書の内容が仕様書の内容を的確に反映し、わかりやすく、かつ事業の発展等を見据えたものであると認められること。
 - ④ 執行体制及び配置人数が円滑かつ確実な業務執行を行えるものであると認められること。
 - ⑤ 事業計画が最小の経費で最大の効果を上げられるものと認められること。
- ※ 応募が1者の場合においても、審査基準に基づき審査します。
- ※ 審査における評価項目と配点は、別表1のとおりです。

(4) 選定結果の通知

応募者全員に、郵送にて速やかに通知します。(共同事業体で応募した場合は、代表団体あてに郵送します。) また、候補者の選定については市ウェブサイト等により公表します。

(5) 非特定理由の説明請求

- ① 選定結果の通知を受けた者は、通知書を送付した日の翌日から起算して5日以内に、書面(様式自由。ただしA4判とします。)により、宇部市長に非特定理由についての説明を求めることができます。
- ② 非特定理由の説明請求の提出方法等
 - (ア) 提出先 業務提案書等の提出先と同じ。
 - (イ) 提出方法 業務提案書等の提出方法と同じ。
 - (ウ) 受付期間 説明を求めることができる期間内(ただし、休日は除く。)の9時から17時まで
- ③ 非特定理由の説明請求に対する回答
非特定理由の説明請求への回答は、受理した翌日から起算して7日以内に書面により行います。

9 契約に関する事項

(1) 見積徴収の相手先として特定

本プロポーザルにより選定した受託候補者を、契約に係る随意契約の見積書徴収の相手先として特定するものとします。

ただし、下記のいずれかに該当し、受託候補者から見積書徴収及び契約の締結ができない場合には、次点者を受託候補者とし見積書徴収の相手先として再選定するものとします。

- ① 受託候補者選定後「7 応募の手続き ■応募にあたっての注意事項」に定める失格条項に該当して失格となったとき。

- ② 受託候補者との協議の結果、契約締結ができなかったとき。
- ③ 受託候補者が契約の締結を辞退したとき。
- ④ その他の理由により、受託候補者と契約の締結が不可能となったとき。

(2) 契約の仕様

- ① 契約の仕様については、受託候補者の業務計画書に記載された内容を尊重し宇部市において定めます。
- ② 契約の仕様決定にあたり、受託候補者に対し業務の具体的な提案等を依頼することがあります。
- ③ 全ての経費について、一括して業務委託契約を締結することを想定しています。

(3) 契約内容等

本契約は、宇部市財務規則（昭和44年規則第4号）によるものとします。

(4) 失格による契約の解除

契約締結後に、契約者が「7 応募の手続き ■応募にあたっての注意事項」に定める失格条項に該当していたことが明らかになった場合には、契約の解除を行うことがあります。

10 問い合わせ先

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市健康福祉部障害福祉課

電話 0836-34-8342

FAX 0836-22-6052

E-mail : syou-fuku@city.ube.yamaguchi.jp

【別表 1】

評価項目	採点基準	配点
候補者の適正	類似の実績を有しており、成果を上げているか。	10
提案内容の有効性	業務に関する基本的な考え方を理解し、それらに沿った提案内容になっているか。	10
	提案内容が創意工夫や魅力のある内容になっているか。	15
	利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みが構築されているか。	10
	広報について、広く認知してもらい、多くの利用者につながるような手段や方法を提案しているか。	10
提案内容の実現性	提案内容を確実に実施するための適切な実施体制やスケジュールを提案しているか。また提案者がその体制を構築できる運営基盤を有しているか。	10
	経験や資格を有し、本業務を的確に遂行できる人材を当てているか。	10
	安全・危機管理に配慮されており、そのための適切な体制が計画された提案内容であるか。	15
	提案内容に対して費用及び積算根拠が妥当であるか。節減努力をしているか。(見積書)	10
合計		100